

妊婦・授乳婦薬物療法認定薬剤師認定申請資格

1. 妊婦・授乳婦薬物療法認定薬剤師

以下の全てを満たす者は認定を申請することができる。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた見識を備えていること。
- (2) 薬剤師としての実務経験を5年以上有し、日本病院薬剤師会の会員であること。ただし、別に定める団体のいずれかの会員であればこれを満たす。
- (3) 別に定める学会のいずれかの会員であること。
- (4) 日病薬病院薬学認定薬剤師であること。ただし、日本医療薬学会認定薬剤師であればこれを満たす。
- (5) 申請時において、病院または診療所に勤務し、妊婦・授乳婦の薬剤指導に引き続いて3年以上従事していること（所属長の証明が必要）。
- (6) 日本病院薬剤師会が認定する研修施設（以下「研修施設」という。）において、「模擬妊婦・模擬授乳婦とのロールプレイ」を含めたカウンセリング技術等や、情報評価スキルの確認トレーニング等の実技研修を40時間以上履修していること、または研修施設において3年以上、妊婦・授乳婦の薬剤指導に従事していること（所属長の証明が必要）。
- (7) 日本病院薬剤師会が認定する妊婦・授乳婦領域の講習会、及び別に定める学会が主催する妊婦・授乳婦領域の講習会などを所定の単位（20時間、10単位）以上履修していること。
ただし、日本病院薬剤師会主催の妊婦・授乳婦に関する講習会を1回以上受講していること。
- (8) 妊婦・授乳婦の薬剤指導実績が30症例以上（複数の疾患）を満たしていること。
- (9) 病院長あるいは施設長等の推薦があること。
- (10) 日本病院薬剤師会が行う妊婦・授乳婦薬物療法認定薬剤師認定試験に合格していること。

附則

- 1) 妊婦・授乳婦薬物療法認定薬剤師認定申請資格は平成20年4月1日より施行する。
- 2) 平成20年6月7日改定
- 3) 平成20年7月26日改定
- 4) 平成21年6月5日改定
- 5) 平成22年4月17日改定
- 6) 平成22年10月30日改定
- 7) 平成26年2月8日改定
- 8) 平成27年2月14日改定 ただし、平成33年度までに認定申請するものにあっては（4）は従前の認定申請資格（日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師、薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度、日本臨床薬理学会認定薬剤師）で差し支えない。
- 9) 平成28年2月13日改定
- 10) 平成29年12月16日改定 ただし、平成30年度までに認定申請するものにあっては（7）は日本病院薬剤師会主催の妊婦・授乳婦に関する講習会を1回以上受講していなくとも差し支えない。

別添

妊婦・授乳婦薬物療法認定薬剤師認定申請資格に関する事項

1. (2) で「別に定める団体」とは、以下の通りである。

● 日本薬剤師会	● 日本女性薬剤師会
● 日本医療薬学会	● 日本産科婦人科学会
● 日本薬学会	● 日本小児科学会
● 日本臨床薬理学会	● 日本先天異常学会
2. (3)、(7) で「別に定める学会」とは、以下の通りである。

● 日本医療薬学会	● 日本産科婦人科学会
● 日本薬学会	● 日本小児科学会
● 日本臨床薬理学会	● 日本先天異常学会
2. (5)、(6)、(8) で「妊婦・授乳婦の薬剤指導」とは、妊婦・授乳婦を対象とした薬剤管理指導のうち、妊婦・授乳婦に対する薬物療法の胎児毒性・乳児毒性に関する評価・カウンセリング、妊娠と薬情報センター（国が国立研究開発法人国立成育医療研究センターに設置したもの）利用による妊婦・授乳婦カウンセリング等である。
3. (7) で「日本病院薬剤師会が認定する妊婦・授乳婦領域の講習会」とは、以下の機関または団体が実施する講習会である。
 - 日本病院薬剤師会
 - 日本病院薬剤師会が実施する e ラーニング
 - 各都道府県病院薬剤師会（ブロック開催も含む）
 - 妊娠と薬情報センター（国が国立研究開発法人国立成育医療研究センターに設置したもの）